

若者を狙った儲け話に注意!



【事例】

大学の先輩から、いい話が聞けるので一緒に行こうと誘われた。当日はもう一人初対面の人も同席し、その人から「楽しんで稼げる。自分もやっているから」とインターネットを利用した投資ビジネスを教えるスクールの受講を勧められた。受講料20万円は「ビジネスの儲けで借金は返せる」と言われ、学生ローンで借りて契約をしたがやめたい。

【アドバイス】

- ◆ 知り合いからの誘いだからと出かけていき、勧誘されるケースが目立ちます。知人からの誘いでも、契約の内容を確認し、不要な時ははっきり断りましょう。
- ◆ 短期間でキャリアを積んだり、儲けることは現実には困難です。「簡単に稼げる」などと言われても、安易に信じないようにしましょう。
- ◆ 契約をした本人がさらに別の人を勧誘し、契約をさせることで、紹介料を得られると説明されているケースもあります。このような場合、特定商取引法の連鎖販売取引にあたります。
連鎖販売取引は、契約書を受け取ってから20日間クーリング・オフが可能です。連鎖販売取引に該当しない場合でも、目的を告げられずに呼び出されて、その場で契約をした場合にはアポイントメントセールスにあたり、8日間のクーリング・オフが可能です。

チーフの わん!ポイントアドバイス

「簡単に稼げる」と言われても、簡単に信じてはダメだワン!

